

東北大学空手道部 OB・OG 会規約

- 第1条 本会は、東北大学空手道部 OB・OG 会と称し、事務局を事務局担当者所在地に置く。
- 第2条 会員相互の緊密なコミュニケーションを図るため西日本支部および北日本支部を設置する。西日本支部の範囲は愛知県、岐阜県、富山県以西、北日本支部の範囲は北海道、東北6県、新潟県とし、事務局は支部長所在地に置く。
- 第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに東北大学空手道部の発展に資することを目的とする。
- 第4条 本会は、東北大学空手道部 OB・OG を以って会員とする。ただし、第12条に定める名誉会員についてはこの限りではない。
- 第5条 本会は、OB・OG 会の円滑な運営を図るため、次の役員を置く。
- | | | | |
|-------------------|-----------|--------------------|------------|
| (1) 会 長 | 1名 | (2) 副 会 長 | 10名以内 |
| (3) 西日本支部長 | 1名 | (4) 西日本副支部長 | 若干名 |
| <u>(5) 北日本支部長</u> | <u>1名</u> | <u>(6) 北日本副支部長</u> | <u>若干名</u> |
| (7) 事 務 局 長 | 1名 | (8) 事務局次長 | 若干名 |
| (9) 監 査 役 | 1名 | (10) 相 談 役 | 若干名 |
- 第6条 役員は、原則として次の各号の職務を分担し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 1 会長は、本会を代表し、本会の健全な運営を総括する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
 - 3 西日本支部長は、西日本支部を代表し、支部の健全な運営を総括する。
 - 4 西日本副支部長は、西日本支部長を補佐し、支部長に事故がある場合はその職務を代行する。
 - 5 北日本支部長は、北日本支部を代表し、支部の健全な運営を総括する。
 - 6 北日本副支部長は、北日本支部長を補佐し、支部長に事故がある場合はその職務を代行する。
 - 7 事務局長は、会計を含め本会の運営に必要な一切の事務を処理する。
 - 8 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故ある場合はその職務を代行する。
 - 9 監査役は、本会の会計を監査する。
 - 10 相談役は、本会の運営全般について助言する。
- 第7条 役員は総会において選任する。
- 第8条 本会を円滑に運営するため会員は各年次毎に互選により幹事を決め、総会、役員会の決議事項その他事務局の伝達事項の連絡取り纏めを行う。
- 第9条 役員会は、会長が必要と認めた場合及び役員2名以上が請求した場合に会長が召集し必要事項を協議決定する。ただし、特に緊急を要する場合のほか役員に特段の事情があると会長が判断した場合は、持ち回りにより決定することが出来る。
- 第10条 1 本会は年1回原則として5月に定期総会を開催し、本会の最高の意志決定機関として規約改正、役員選任、会計報告の承認その他重要事項を協議決定する。
- 2 前項のほか、会長が特に必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。
- 第11条 前2条に定める会議は、会長または会長の指名するものが議長を務めるものとし、出席者の過半数を以って決定する。ただし、可否同数の場合は議長が決定する。
- 第12条 1 本会は、空手道に深い理解を持ち且つ本会および東北大学空手道部の発展に貢献した有識

者を名誉会員として委嘱することができる。

2 名誉会員は、最高顧問、常任顧問、および顧問とする。

3 名誉会員は、役員会の推挙により総会において決定する。

4 名誉会員は、総会に出席することが出来るが、事案の採決に加わることは出来ない。

第13条1 本会の運営経費は、OB・OG会費および寄付金その他の収入を以って支弁する。

2 前項のOB・OG会費は、1口5千円、現役世代は2口以上/年とする。

現役世代の解釈は会員各自の判断による。

3 前項の定めにかかわらず新卒OB・OG会員については、卒業5年までは3千円とする。

第14条 会員がOB・OG会の要請に基づき出張する場合には旅費の全額を、および宿泊費として一律7千円を支給する。会員は出張後速やかに事務局長へ出張内容を報告するものとする。

第15条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第16条 附則

(1) 本規約は昭和53年12月16日より施行する。

(2) 本規約は昭和61年5月5日一部改正して施行する。

(3) 本規約は平成5年12月11日一部改正して施行する。

(4) 本規約は平成9年11月16日一部改正して施行する。

(5) 本規約は平成12年6月24日一部改正して施行する。

(6) 本規約は平成16年7月10日一部改正して施行する。

(7) 本規約は平成17年6月18日一部改正して施行する。

(8) 本規約は平成21年7月18日一部改正して施行する。

(9) 本規約は平成27年7月11日一部改正して施行する。

(10) 本規約は平成28年7月16日一部改正して施行する。

(11) 本規約は平成30年6月30日一部改正して施行する。(下線部分が改定箇所)